

静岡県告示第295号

静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱（昭和49年静岡県告示第1209号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

別表の第3の1の表防災の項中「、建築安全推進課」を削り、同表その他の項中「第4条第2項」を「第4条第6項」に改める。

別表の第3の2の表防災の項中「、建築安全推進課」を削る。

別表の第3の3の表防災の項中「、建築安全推進課」を削る。

別表の第3の4中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）」に、「工業等導入地区」を「産業導入地区」に改め、別表の第3の4の表施設の項中「、同法」を「及び同法」に、「都道府県準則及び同法第4条の2第2項に規定する市準則」を「市町村準則」に改め、「、工場立地法第4条の2第2項に規定する準則を定める条例（平成27年静岡県条例第24号）」を削り、同表防災の項中「、建築安全推進課」を削る。

別表の第3の5の表防災の項中「、建築安全推進課」を削る。

別表第3の6の表農薬の項中「農薬取締法（昭和23年法律第82号）、」を「農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び」に改め、「、ゴルフ場における農薬の安全使用指針（平成5年3月1日付け農技第950号静岡県農政部長通知）及び県が定めるゴルフ場における芝の農薬使用基準」及び「、ゴルフ場における農薬の安全使用指針、県が定めるゴルフ場における芝の農薬使用基準」を削り、同表防災の項中「、建築安全推進課」を削る。

別表第3の7の表防災の項中「、建築安全推進課」を削る。

別表第3の8の表防災の項中「、建築安全推進課」を削る。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。